

第5期保険料設定について

各保険者においては今後、第5期保険料の設定を行う必要があることから、以下に次期保険料設定に向けた基本的な考え方等をお示しする。

1. 第5期保険料設定の基本的な考え方

(1) 第5期保険料の全国平均基準額について

高齢化の進展や16万床の緊急基盤整備等の影響により、このままでは第5期保険料の全国平均基準額については、5,000円を超える見込みとなっている。

必要な給付に要する費用の増加に伴う保険料の上昇は、関係者で分かち合っただけでいただくこととなるが、4,160円であった第4期保険料の全国平均基準額からは大幅な上昇が見込まれることから、都道府県及び保険者におかれては、以下の取り組みをお願いしたい。

① 財政安定化基金の取り崩しについて

本年6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）により介護保険法（平成9年法律第123号）を改正し、同法附則第10条において政令で定めるところにより都道府県に設置されている財政安定化基金を取り崩すことを可能とした。また、当該基金を取り崩したときは、保険料率の増加の抑制を図るため、その取り崩した額の3分の1に相当する額を市町村に交付することとしたところである。

標準的な財政安定化基金の取崩し額の考え方は「財政安定化基金の取崩しの考え方について」にお示しているとおりでである。具体的にどの程度の額を取り崩すかは、各都道府県を中心に地域において検討いただくものであるが、各都道府県におかれては当該考え方を参考に、財政安定化基金の取崩しを検討いただきたい。今秋予定している介護保険法施行令（平成10年政令第412号）改正においても、財政安定化基金の取崩しに係る規定の整備を行う予定である。

なお、財政安定化基金を取り崩したときは、国及び都道府県がその取り崩した額の3分の1に相当する額を介護保険に関する事業に要する経費に充てるよう努めることとされているところである。国においてはその活用方法を

検討しているところであるが、各都道府県においても、当該取り崩した額が介護保険に関する事業に要する経費に充てられるようご配慮方よろしく願います。

② 介護給付費準備基金の取り崩しについて

介護保険制度においては、計画期間内に必要となる保険料を各計画期間における保険料で賄うことを原則としていることからすれば、介護給付費準備基金の剰余額は、当該計画期間終了時、すなわち次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てることが一つの考え方であると考えている。言うまでもなく、介護給付費準備基金の適正な水準は保険者に決定いただくものであるが、各保険者におかれては上記の考え方に基づき、その積極的な取崩しを検討いただきたい。なお、保険料収入が不足する場合には、財政安定化基金からの貸付及び交付を活用することができることとなっているところである。

(2) 負担能力に応じた保険料負担について

介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度の運営のためには、これまで以上に、それぞれの被保険者の方の負担能力に応じて保険料を賦課する必要があると考えている。今般の「社会保障・税一体改革成案」（平成 23 年 6 月 30 日、政府・与党社会保障改革検討本部決定）において、「介護保険の費用負担の能力に応じた負担の要素強化」の方向性が示されていることを踏まえ、第 5 期保険料の保険料負担段階設定については、国において以下の取り組みを実施することとしており、各保険者において、被保険者の負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階の設定をお願いする。

① 第 5 段階以上の多段階設定

第 3 期より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）を可能としているところである。

第 5 期においても、負担能力に応じて保険料を賦課する観点から、地域の実情に応じて、保険料負担段階第 5 段階以上の多段階設定の実施をお願いする。

② 第 3 段階の細分化

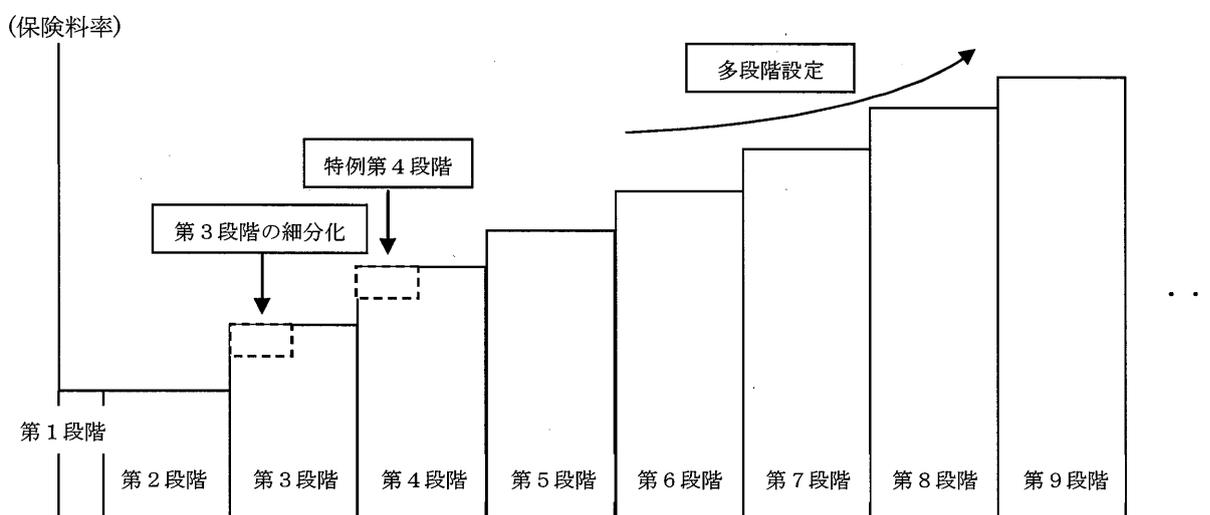
保険料負担段階第 3 段階の対象者は、市町村民税世帯非課税者であって公的年金等の収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超えている者等とされているところであるが、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第

5期保険料について、保険者の判断で、保険料負担段階第3段階の所得区分を細分化することを可能とする方向で検討している（介護保険法施行令の改正）。

なお、細分化に当たっての基準額については、6月30日付けで依頼している基準所得金額の設定に係る調査の結果等を踏まえ今後決定する予定であり、8月上旬を目途に別途お示しする。

③ 特例第4段階の継続について

第4期の保険料負担段階については、保険料負担段階第4段階の者のうち、公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者について、保険者の判断により基準額に乗じる割合を軽減することができることとしているところであるが、負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第5期においても引き続き、当該保険料負担段階を設定することを可能とする（介護保険法施行令の改正）。



※ 単独減免に対する考え方

保険料の単独減免については、従前から申しあげてきたとおり、

- ・ 保険料の全額免除
- ・ 収入のみに着目した一律減免
- ・ 保険料減免分に対する一般財源の投入

については適当ではないため、第5期を迎えるに当たっても、引き続きこのいわゆる3原則の遵守に関し、各保険者において適正に対応するよう努められたい。

2. 保険料算定に必要な諸係数について

各保険者において第5期保険料を算定するに当たって必要となる諸係数については、概ね以下のとおりとすることを予定しているが、確定値については、8月上旬を目途に別途お示しする。

【保険料の算定に必要な諸係数】

①第2号被保険者負担率…（介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令

（平成10年政令第413号）第5条）

平成24年度から26年度までの第2号被保険者負担率 → 29%

（第1号被保険者の負担率は21%）

②財政安定化基金拠出率…（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令

（平成11年厚生省令第43号。以下「納付金省令」という。）第4条）

平成24年度から26年度までの財政安定化基金拠出率

→ 100,000分の37

ただし、財政安定化基金積立残額を勘案し、各都道府県が設定する拠出率については、「0」となることを想定している。

③保険料の収納下限率…（納付金省令第1条）

保険料の収納下限率については、これまでと同様に、被保険者の規模に応じて以下のとおり設定する予定である。

- ・ 第1号被保険者数が1千人未満 94%
- ・ 第1号被保険者数が1千人以上1万人未満 93%
- ・ 第1号被保険者数が1万人以上 92%

※ 計画期間における第1号保険料の収納率（注）が上記収納下限率を下回る場合、下回った分の保険料収納不足額については、最終年度の財政安定化基金からの交付・貸付事業の対象とはならないことから、第4期計画期間において財政安定化基金から既に貸付を受けている市町村、又は今後受ける可能性のある市町村にあっては、特に留意されたい。

注：計画期間の初年度の4月1日から最終年度の11月30日までの保険料納期に納付すべきものとして賦課された保険料の調査決定済額のうち、最終年度の11月30日現在において収納された額の割合。

④基準所得金額…（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第143条）

第5段階と第6段階の境界所得である基準所得金額は、第1段階、第2段階及び第3段階の軽減分と、第5段階と第6段階の増額分が、全国ベースで均衡するように設定することとされている。

この基準所得金額については、6月30日付けで依頼している基準所得金額の設定に係る調査の結果を踏まえ、別途お示しする。

⑤後期高齢者加入割合補正係数及び所得段階別加入割合補正係数に係る数値

…（介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成12年厚生省令第26号）

第5条及び第6条）

別途お示しする。

3. 保険料算定に係るワークシートについて

今後、各市町村において第5期保険料の算定を行うこととなるが、当該保険料計算を円滑に行うことを支援するため、「第5期事業運営期間における第1号被保険者の保険料推計ワークシート」を、8月中を目途に各保険者に配布する予定である。

4. 今後のスケジュール

7月20日	基準所得金額の設定に係る調査提出期限
8月中旬	ワークシート稼働テスト
8月中	ワークシート配布
9月中	関係政省令の公布
10月中	各都道府県ヒアリング

財政安定化基金の取崩し額の考え方について

I. 基本的考え方

各都道府県に設置されている財政安定化基金（以下「基金」という。）は、給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収の努力を行ってもなお生じる保険料未納による財政不足について資金の交付・貸付を行うことを目的としており、各市町村の介護保険財政の安定的運営に重要な役割を果たしている。

一方、第3期以降の貸付・交付額は、各保険者において適切に給付費を見込んで頂いていることなどにより低下しており、また会計検査院からも拠出者に返還できる制度とするよう指摘されている。

こうした中、給付費の増加に伴い第5期の介護保険料が大幅に上昇することが見込まれることや、国、都道府県においても引き続き様々な取り組みが必要なことから、今般「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」において介護保険法附則第10条を創設し、第5期保険料率の増加の抑制や介護保険に関する事業に充てるよう努める旨の規定を設けた上、基金を取り崩すことができることとしたものである。

具体的にどの程度の額を取り崩すかは都道府県を中心に地域でご判断いただくものであるが、その際の参考となるよう各都道府県の基金残高に不足を生じず、基金の本来の役目を果たしうる額を基金に残すこととした場合の取崩し額を示すものである。

II. 具体的計算方法

1. 各都道府県における第4期最終年度（平成23年度）の基金積立残額を推計

各都道府県における「第3期末基金積立残額」(①)から、「第4期期間における貸付額・交付額見込み」(②)を差し引いた額に、「第1期から第4期までの運用益及び第4期償還予定額」(③)を加算。

$$\begin{aligned} \text{第4期末基金積立残額推計} &= \\ &\{ \text{第3期末の基金積立残額 (①)} \\ &\quad - \text{第4期期間における貸付額・交付額見込み (②)} \\ &\quad + \text{第1期から第4期までの運用益} + \text{第4期償還予定額 (③)} \} \end{aligned}$$

2. 第5期末（平成26年度）給付費等見込額を推計

16万人分緊急基盤整備の影響等を考慮した、各都道府県毎の第5期末給付費等見込額を推計

3. 各都道府県における第5期期間中の各年度に確保すべき額の試算

(1) 第5期3年度目（平成26年度）の所要額について

第5期期間中の各年度に確保すべき額の試算にあたっては、はじめに第5期3年度目（平成26年度）の所要額を計算する。

第5期3年度目の所要額は、まず、これまでの計画期間（第1～3期）における各3年度目の給付費等に対する貸付額の比率のうち、比率が最も高い数値（以下「最大貸付率」という。）と同程度の貸付が第5期3年度目に生じた場合の所要額（第5期末給付費等見込額に最大貸付率を乗じて得た額（以下「平成26年度基本貸付額」という。））を計算する。

その上で、この各都道府県毎に算出される平成26年度基本貸付額は、当該都道府県の過去の実績を基に機械的に計算しているため、これまで基金の活用実績が少ない都道府県は低くなっているが、基金本来の趣旨を踏まえると、これまで活用実績の低い都道府県にあっても一定額の金額を基金に確保しておくことが必要であると考えられることから、一定額の上乗せを行うこととする。

具体的には、すべての都道府県において、各都道府県管下の全保険者における過去最高の貸付率と同率の貸付が、単一年度に行われると仮定した場合の給付費等に対する貸付率の全国平均（以下「標準貸付率」という。）を算定し、当該都道府県の最大貸付率が標準貸付率を下回る場合は、第5期末給付費等見込額に標準貸付率を乗じて得た額を平成26年度所要額とし、当該都道府県の最大貸付率が標準貸付率を上回る場合は平成26年度基本貸付額と同額とする。

標準貸付率の計算 47都道府県の計算結果の総額

$$\text{標準貸付率} = \frac{(\text{各都道府県毎の単年度給付費等総額} \times \text{各最大貸付率}) + \dots}{\text{全保険者の単年度給付費等総額}}$$

(例)

都道府県	貸付総額／給付費等総額			
	第1～3期 最大貸付率	第1期 (14年度)	第2期 (17年度)	第3期 (20年度)
A県	0.85%	0.60%	0.85%	0.02%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
B県	1.20%	1.20%	0.25%	0.00%
C県	0.09%	0.05%	0.00%	0.09%
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
E県	1.50%	1.50%	0.20%	0.03%

平成26年度所要額(※1)の計算

最大貸付率が、

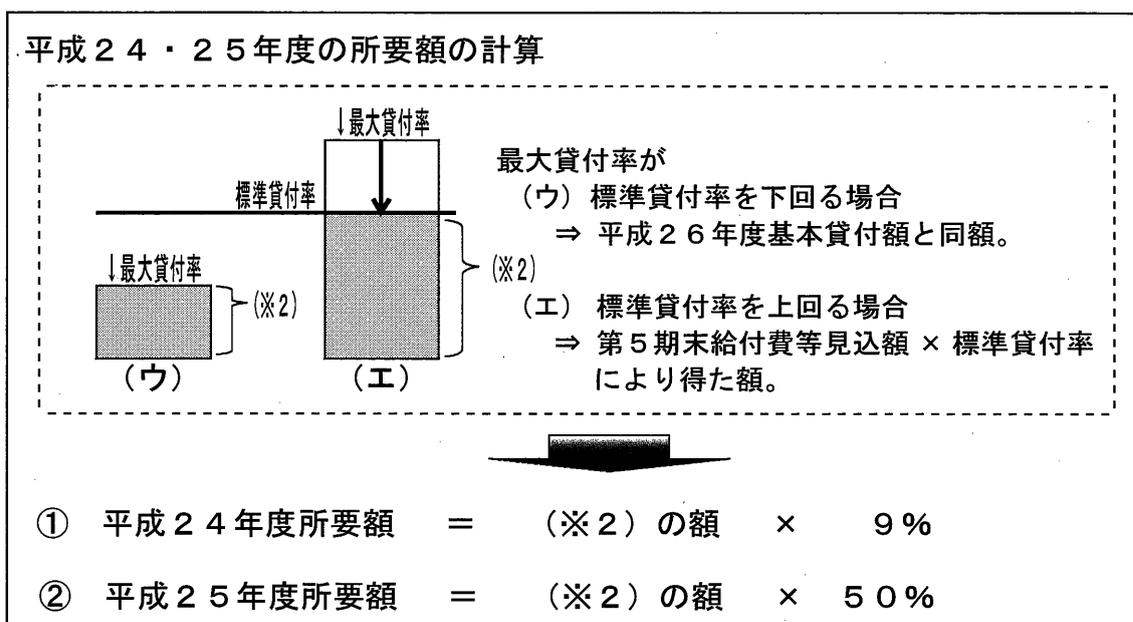
(ア) 標準貸付率を下回る場合
⇒ 第5期末給付費等見込額 × 標準貸付率
により得た額。

(イ) 標準貸付率を上回る場合
⇒ 平成26年度基本貸付額と同額。

(2) 第5期1年度目（平成24年度）、2年度目（平成25年度）の所要額について

第1～3期における1年度目、2年度目の全国の貸付総額は、3年度目の全国の貸付総額の、それぞれ9%、50%であることから、第5期1年度目（平成24年度）、2年度目（平成25年度）の所要額は、平成26年度基本貸付額に、9%、50%を乗じて計算することとする。

なお、都道府県によっては、最大貸付率で算出した平成26年度基本貸付額をそのまま活用した場合、所要額が近年の安定した貸付状況に比して過大となることがありうること、また、標準貸付率自体、全都道府県管下の全保険者において過去最高の貸付率と同率の貸付が、単一年度に行われると仮定したものであり、一定の余裕を見込んだ設定となっていることから、最大貸付率が標準貸付率を上回る場合は、第5期末給付費等見込額に標準貸付率を乗じて得た額に、9%、50%を乗じて、第5期1年度目（平成24年度）、2年度目（平成25年度）の所要額とする。



(3) 第5期期間中に確保すべき額

第5期基金必要見込総額 = (1) + (2) ① + (2) ②

4. 各都道府県における基金取崩し額の算出

1の第4期末基金積立残額推計から3(3)の第5期期間基金必要見込総額を控除して得た額。